

平成九年政令第二百四十四号

南極地域の環境の保護に関する法律施行令
内閣は、南極地域の環境の保護に関する法律
(平成九年法律第六十一号) 第三条第六号イ、第
十六条第一号から第三号まで及び第十八条の規定
に基づき、この政令を制定する。
(水産動植物の採捕の制限又は禁止に関する法
令の規定)

第一条 南極地域の環境の保護に関する法律(以
下「法」という。) 第三条第六号イの政令で定
める法令の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七
号) 第三十六条第一項の規定
- 二 漁業法第六十九條第一項又は第二項の規定
に基づく農林水産省令の規定(同項の規定に
基づく農林水産省令の規定については、同項
第一号に掲げる事項に関するものに限る。)

であって、環境省令で定めるもの
(処分が禁止される固形状の廃棄物)

第二条 法第十六條第一号の政令で定める固形状
の廃棄物であって可燃性のものは、次に掲げる
ものとする。

- 一 可燃性の放射性物質(放射線を放出する同
位元素及びその化合物並びにこれらの含有物
(機器に装備されているこれらのものを含む)
)並びにこれらによって汚染された物であ
って、環境省令で定めるものをいう。次条第
一号において同じ。)であって、固形状の不
要物であるもの
- 二 固形状の廃油
- 三 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する
固形燃料で石炭から製造したものであって、
不要物であるもの
- 四 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬
剤及びその有効成分である化学物質として製
造されたもの(次条第三号及び第五條第二号
において「駆除剤」という。)であって、固
形状の不要物であるもの

- 五 廃プラスチック類(廃棄物の包装に用いら
れているポリエチレンフィルム製の袋を除
く。)
- 六 ゴムくず
- 七 木くず(防腐剤、防虫剤又はかび防止剤が
含まれ、又は塗布されたものに限る。)

第三条 法第十六條第二号の政令で定める液状の
廃棄物は、次に掲げるものとする。

- 一 放射性物質であって、液状の不要物である
もの
- 二 液状の廃油
- 三 駆除剤であって、液状の不要物であるもの
- 四 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令
第八十八号) 第二条に規定する物質を含む
液状の廃棄物(環境省令で定める基準に適合
しないものに限る。)
- 五 廃培養液(微生物(ウイルスを含む。)の
培養に用いたものに限るものとし、滅菌され
たものを除く。)

第四条 法第十六條第三号の政令で定める液状廃
棄物は、次に掲げるものとする。

- 一 人の日常生活に伴って生ずる液状廃棄物
- 二 前号に掲げるもののほか、科学的調査、医
療又は車両、発電機その他の南極地域におけ
る生活に必要な機械の維持若しくは修理に伴
って生ずる液状廃棄物(環境省令で定める基
準に適合するものに限る。)

第五条 法第十八條の政令で定める廃棄物となつ
た場合における除去又は処分南極環境影響の
程度が著しい物は、次に掲げるものとする。

- 一 ポリスチレン製、ポリエチレン製又はポリ
プロピレン製のこん包用材料(ビーズ状、チ
ップ状その他これらに類する形状のものに限
る。)
- 二 駆除剤(科学的調査又は人の保健のために
使用されるものを除く。)

附則 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法附則第一条第一号に定め
る日から施行する。ただし、第二条から第五條
までの規定は、法附則第一条第四号に定める日
から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第三一
二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法
律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日
(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成二〇年一月二五日政令第一
五号)
この政令は、漁業法及び水産資源保護法の一
部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月
一日)から施行する。

附則 (平成二六年五月三〇日政令第一
九九号)
この政令は、放射性物質による環境の汚染の
防止のための関係法律の整備に関する法律(平
成二十五年法律第六十号) 附則第一条第一号に
掲げる規定の施行の日(平成二十六年六月一
日)から施行する。

附則 (令和二年七月八日政令第二一七
号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、改正法施行日(令和二年十
二月一日)から施行する。

第五条 (罰則に関する経過措置)
この政令の施行前にした行為及び附則第
二條の規定によりなおその効力を有することと
される場合におけるこの政令の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。